

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



年金を受給するために カラ期間の確認を

保険料を納めた期間と免除された期間が25年に数年足りず、老齢基礎年金を受けられないといったことがあります。このようなとき「カラ期間」を申し出ること、加入期間を満たすことができる場合があります。

カラ期間とは

カラ期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のことです（正式名には合算対象期間）。

カラ期間には、次の期間などが該当します。（いずれも20

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

歳以上60歳未満の期間）

- ① 昭和61年3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間
- ② 平成3年3月以前に、学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 昭和36年4月以降海外に住んでいた期間

④ 昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けただ期間

本人の申し出が必要です

カラ期間の有無は、本人の申し出に基づいて調査されます。該当する期間があると思われる人は、年金事務所または保険医療係にご相談ください。

資格期間を満たすために

カラ期間もなく25年の資格期間を満たせない人は、60歳から70歳になるまでの間に国民年金の任意加入者になることができます。

年金事務所 出張年金相談日

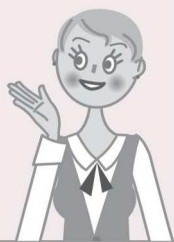
相談日 毎月第4水曜日
3月25日(水)・4月22日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



医療保険だより



国民健康保険
保険証が4月1日で
更新されます

平成27年度の保険証の色は、一般被保険者は青色、退職被保険者は茶色です。（65歳以上の人は全員一般被保険者です）

3月末日までに、同じ世帯にいる国保の資格のある人全員分をまとめて、住民登録上の住所へ、世帯主宛に送ります。届いたら全員分があるか必ず確認してください。

※入院などで長期不在の人は、3月中旬までに保険医療係までご連絡ください。別途郵送します。

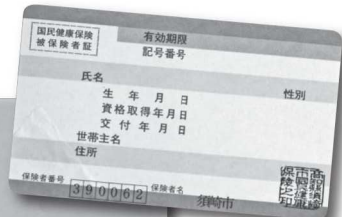
※有効期限の過ぎた古い保険証は、各自で処分していただきますようお願いいたします。

市民課 保険医療係

☎42・1191

※70～74歳の人が対象の国民健康保険の高齢受給者証と、75歳以上の人が対象の後期高齢者医療の保険証は、今回の更新はありません（有効期限は平成27年7月31日までです）。

国民健康保険
保険証は青色



▼ピンク色の封筒で
発送します

